

いばらきケア訪問介護事業所

指定居宅介護・重度訪問介護・移動支援

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて等事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

事業者（法人）の名称	有限会社 いばらきケア
所在地	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡4434-1
電話番号	029-291-1211
代表者氏名	代表取締役 小林 眞知子
設立年月	平成14年1月24日

2. 利用施設

事業所の種類	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援
事業所の名称 (事業所番号)	いばらきケア訪問介護事業所 (事業所番号 0813100096)
事業所の所在地	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡4434-1
連絡先	電話番号 029-291-1211 FAX 029-291-1214
管理者	相良 真吾
サービス提供責任者	相良 真吾、立原 沙也加、池田 広美
サービスの実施地域	水戸市、茨城町、小美玉市、笠間市
主たる対象者	
開設年月日	平成14年3月1日

3. サービスの目的

目的	障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。
----	---

運営方針	関係法令を遵守し、障がい者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。また他の社会資源との密接な連携に努めます。
------	--

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所・設備等

	部屋数	備 考
事務所	1 室	洗面設備
休憩室		

等事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

営 業 日	員数	常勤		非常勤		勤務換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス提供責任者	3		3				
常勤ヘルパー	4						
登録ヘルパー	12			10以上			

等事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し視程障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を設置しています。

※常勤換算とは…

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（週：40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

登録ヘルパー（常勤）	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）
登録ヘルパー（非常勤）	勤務により、必要に応じて 正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）

（イ）営業日と営業時間

営業日：年末年始（１２月２９日～１月３日は休業）を除く毎日

（夏季休暇 ８月１３日～１６日は休業）

営業時間：９：００～１８：００まで

６．サービス提供の内容

（１） 居宅介護計画（個別支援計画）の作成

（２） 各サービスの内容

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事の介護、通院乗降介助を行います。また病院への通院のための介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
通院乗降介助	病院等の送迎
移動支援	障がい者の方の外出の支援を行います

（３） その他必要な生活等に関する相談、助言

（４） 別途付帯する料金として

減算の種類	減算の要件
通院及び移動支援等によるガソリン代として	２０分未満の料金 茨城町町内 １,５００円（片道） 水戸市内、小美玉市 ２,５００円（片道） 乗車時間２０分を超える場合、１０分ごとに３００円追加
保険外サービスによる院内付添及び自費によるサービス	３０分毎に１,５００円
介護タクシー（時間制茨城A運賃）2kmスリップ制	初乗り30分 3,480円 31分～60分 6,960円 61分～90分 10,440円 以降30分毎に3,480円加算

《サービスの概要》

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 利用者負担に関する事項

サービスを提供した際は、利用者負担が発生する場合があります。その場合、障害福祉サービス等需給証の負担上限月額に金額が記入してあります。本人の収入に応じて、また同居家族の方の収入等も考慮されます第19の基本サービス単位数表をご参照ください。※障害福祉サービス受給証をご確認ください。

(2) 対象外サービスの内容の料金

前ページの6を参照

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに等事業所までお申し出ください。
なおサービス利用日の3日前までに申出のないキャンセルが2回以上続いた場合は、3日目よりキャンセル料をいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前期 (1) (2) (3) の料金は1カ月ごとに計算し、ご請求しますので○日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 等事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振り込み

常陽銀行 長岡支店 普通預金 1 4 4 2 5 9 6

③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：常陽銀行、水戸信用金庫

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は午前9:00～午後18:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但しサービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	相良 真吾
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう訓練を実施します。

11. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号；
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

13. 要望・苦情等申立先及び虐待防止の関する相談窓口

(1) サービス提供に関する相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0 2 9 - 2 9 1 - 1 2 1 1
	FAX番号	0 2 9 - 2 9 1 - 1 2 1 4
	受付時間	午前 9 時から午後 6 時まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	茨城町社会福祉課 水戸市障害福祉課 小美玉市社会福祉課 笠間市社会福祉課	0 2 9 - 2 9 1 - 1 1 1 1 0 2 9 - 2 3 2 - 9 1 7 3 0 2 9 9 - 4 8 - 1 1 1 1 0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 6 2	
	茨城県国民健康保険団体連合会	所在地	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 26市町村会館 3 階
		所管	介護保険課 介護保険苦情相談室
		電話番号	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 6 5
		F A X 番号	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 7 9
		受付時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（土日祝除く）

14. サービス利用にあたっての留意事項及び禁止事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - 訪問介護計画書以外のサービスは行いません
 - 医療行為
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - 他の家族の方に対する食事の準備
 - 通院介助以外の乗車または、家族の同乗は一切お断りさせていただきます
(万が一乗車が発覚した場合は、市町村役場に事故報告として日時、利用者氏名、事故内容を書面に明記し提出することになります。また介護員の厳罰、減給等の処罰を行う)

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者又は担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

(4) 災害、大雪のため走行が危険と思われる場合は、サービスを中止させていただくことがあります。(雪の場合は2日程度様子を見させていただきます)

通院に関してもお断りすることがありますので、その場合はタクシー利用していただきます。

(5) サービス終了時間は5分前とし、片付け及び記録の時間とさせていただきます。

(6) ヘルパーの禁止行為

1. 利用者又は家族と私的に関りを持つことはできません。
2. 利用者又は家族に対して営利活動・宗教活動・物品授受は行えません。
3. 利用者から金品及び物品の授受は行えません。
4. 利用者にヘルパーの個人の連絡先はお伝え出来ません。
5. 1～4の行為を行ったことが発覚した際には担当相談支援専門員に報告し、当該ヘルパーに対して厳重に注意又は指導を行うとともに再発防止に努めます。

※尚、改善が見込めない場合は懲戒の対象になります。

(7) 買物について

買物に関してはヘルパーが手で持てる一般的な量の範囲でお願いします。

大量の買い物は控えさせていただきます。

※ペットボトルなどの飲料水等は2本までとさせていただきます。

15. 基本サービス単位数表（茨城町の一単位の単価は10.）

		単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)
身体介護	30分未満	249	2,714	271
	30分以上1時間未満	393	4,283	428
	1時間以上1時間30分未満	571	6,223	622
	1時間30分以上2時間未満	652	7,106	710
	2時間以上2時間30分未満	734	8,000	800
	2時間30分以上3時間未満	815	8,883	888
	(3時間以上30分を増すごと)	(+81)	(+882)	(+88)
通院等介助 (身体介護を伴う)	30分未満	249	2,714	271
	30分以上1時間未満	393	4,283	428
	1時間以上1時間30分未満	571	6,223	622
	1時間30分以上2時間未満	652	7,106	710
	2時間以上2時間30分未満	734	8,000	800
	2時間30分以上3時間未満	815	8,883	888
	(3時間以上30分を増すごと)	(+81)	(+882)	(+88)
家事援助	30分未満	102	1,111	111
	30分以上45分未満	148	1,613	161
	45分以上1時間未満	191	2,081	208
	1時間以上1時間15分未満	232	2,528	252
	1時間15分以上1時間30分未満	268	2,912	292
	(1時間30分以上 15分を増すごと)	(+34)	(+370)	(+37)
通院等介助 (身体介護を伴わない)	30分未満	102	4,283	428
	30分以上1時間未満	191	6,223	622
	1時間以上1時間30分未満	268	7,106	710
	(1時間30分以上 30分を増すごと)	(+68)	(+741)	(+74)
通院等乗降介助		98	1,068	106
重度訪問介護 (居宅及び外出時)	1時間未満	184	2,005	200
	1時間以上1時間30分未満	274	2,986	298
	1時間30分以上2時間未満	366	3,989	398
	2時間以上2時間30分未満	457	4,981	498
	2時間30分以上3時間未満	549	5,984	598
	3時間以上3時間30分未満	639	6,965	696
	3時間30分以上4時間未満	731	7,967	796
	4時間以上8時間未満	816	8,894	889
	(815単位に30分増すこと)	(+85)	(+926)	(+92)
	8時間以上12時間未満	1,496	16,306	1,630

重度訪問介護 (居宅及び外出時)	(1,495単位に30分増すこと)	(+85)	(+926)	(+92)
	12時間以上16時間未満	2,171	23,663	2,366
	(2,170単位に30分増すこと)	(+80)	(+872)	(+87)
	16時間以上20時間未満	2,817	30,705	3,070
	(2,816単位に30分増すこと)	(+86)	(+937)	(+93)
	20時間以上24時間未満	3,499	38,139	3,813
	(3,498単位に30分増すこと)	(+80)	(+872)	(+87)